

令和元年8月2日配信

職員の不祥事(飲酒運転)について

1. 事案の概要(当該職員からの聞き取り等による)

嬉野市職員である当該職員は、令和元年7月4日(木)午後5時頃平戸市内において、自家用車内で飲酒をしたにもかかわらず、唐津市方面へ移動中、午後8時頃唐津市内で警察の取り調べを受け、道路交通法違反(飲酒運転)で検挙され、8月1日に唐津区検察庁に書類送致されました。

2. 所属名、職名及び年齢

市民福祉部 福祉課 主事 (40歳・男性)

3. 処分等

職員の処分については、検察、公安委員会の処分が決定次第、厳正に対処します。

※書類送致された内容については、本人宛に通知等が届いておらず、今後処分時において公表します。

市長コメント

飲酒運転根絶は社会全体の要請であり、市民の模範となるべき市職員が飲酒運転をしたことは許されるものではありません。厳正な処分を行うと同時に、全職員への訓示と各職場単位で再発防止策を具体化させ、綱紀粛正を図ります。

市民の皆様にも信頼を損ねたことを心からお詫び申し上げます。